

第6回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会

次 第

日時 平成20年1月24日（木）
午後7時 ～ 午後9時
場所 中央公民館 3階 小ホール

- 1 開 会 【5分】
- 2 前回議事録の確認について【10分】
- 3 議 題 【70分】
 条例 「市民の責務・権利」について（グループ討議）
- 4 まとめ 【30分】
- 5 その他 【5分】



次回までに考えてみましょう！

(次回テーマ:「市民の権利と責務」)

文章にする必要はありませんので、思っていることを書いてみましょう。
分かりにくい場合は、第1回目の参考資料P8の条文を参考に！



1. 市民の権利とは？

【Point】市民には の権利がある。(例:まちづくりに参加する……)

Large empty space for writing answers to Question 1, enclosed in a large right-facing curly bracket.

2. 市民の責務とは？

【Point】市民は しなければならない。(例:積極的にまちづくりに参加……)

Large empty space for writing answers to Question 2, enclosed in a large right-facing curly bracket.

この用紙は回収しませんので、次回のご自身の資料としてご活用下さい。

